



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

大阪労働局発表
令和6年1月25日(木)

【照会先】

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課
(電話) 06-6941-8940

大阪労働局 職業安定部 雇用保険課
(電話) 06-7669-8900

ダイハツ工業株式会社の工場稼働停止の延長に伴い

特別相談窓口を設置しました！

ダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ」という。）による型式指定申請における不正行為を受け、同社は、国内工場での稼働を停止しているところですが、今般、ダイハツから、工場の稼働停止を令和6年2月16日まで延長し、同年2月17日以降についても稼働再開の目途は立っていない旨の発表がありました。

稼働停止が長引くことで、取引先を含む雇用や地域経済への影響が大きくなることが懸念されます。

大阪労働局（局長：荒木 祥一）では、「大阪労働局ダイハツ関連特別相談窓口」を設置し、こうした状況に対応するため、ダイハツの稼働停止の期間延長により影響を受けるダイハツ又は関連企業等で雇用される労働者（派遣労働者含む）や大阪府内の取引先などを対象として、労働関係法令と雇用調整助成金に関する相談を受け付けます。

「大阪労働局ダイハツ関連特別相談窓口」

労働関係法令の相談は「総合労働相談コーナー」へ

雇用調整助成金の相談は「助成金センター」へ

○ 総合労働相談コーナー

電話 0120-939-009（大阪府外及び携帯電話・PHSは不可）
06-7660-0072

9:00～17:00（月、水、木、金曜日）、9:00～18:00（火曜日）

○ 助成金センター

電話 06-7669-8900

8:30～17:15（平日）

※土・日・休祝日休み

※ 大阪府下の労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでも相談を受け付けます。

総合労働相談コーナー一覧はこちら →

